

○農林水産省告示第六百五十六号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百五十六条第二項第一号及び第百六十条第二項の規定に基づき、同令第百五十六条第二項第一号の農林水産大臣が定める金額等を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣 齋藤 健

1 農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第百五十六条第二項第一号の農林水産大臣が定める金額は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ特定園芸施設（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第九十八条第一項第七号に規定する特定園芸施設をいう。以下同じ。）を撤去するのに要する費用の単位面積当たりの標準的な額として同表の下欄に掲げる費用に特定園芸施設の設置面積を乗じて得た金額とする。

特定園芸施設の区分		特定園芸施設撤去費用の一平方メートル当たり費用
ガラス室Ⅰ類		一、二〇〇円
ガラス室Ⅱ類		

プラスチックハウスⅠ類	二九〇円
プラスチックハウスⅡ類	
プラスチックハウスⅥ類のうち、骨格の主 要部分が右に掲げる区分に類するもの	
プラスチックハウスⅦ類	
プラスチックハウスⅢ類	
プラスチックハウスⅣ類甲	
プラスチックハウスⅣ類乙	
プラスチックハウスⅤ類	八八〇円
プラスチックハウスⅥ類のうち、骨格の主 要部分が右に掲げる区分に類するもの	

2 規則第百六十条第二項の農林水産大臣が定める費用は、特定園芸施設（被覆材を除く。）の解体並びに当該特定園芸施設に係る廃材（被覆材を除き、破損したガラスが混入した当該特定園芸施設内の土を含む

。の搬出及び処分にする費用とする。

3 規則第百六十条第二項第一号の農林水産大臣が定める金額は、百万円とする。

4 規則第百六十条第二項第二号の農林水産大臣が定める割合は、百分の五十（ガラス室Ⅰ類又はガラス室

Ⅱ類の区分に属する特定園芸施設にあつては、百分の三十五）とする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。